

久留米市田主丸財産区かっぱの森 J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、久留米市田主丸財産区有林で認証取得したオフセット・クレジット（以下「かっぱの森J-クレジット」という。）のカーボン・オフセットに取り組む事業者及び団体、個人（以下「事業者等」という。）への販売について必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集)

第2条 かっぱの森J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 かっぱの森J-クレジットの販売は、久留米市田主丸財産区（以下「財産区」という。）が保有する数量の範囲内で行うものとし、市ホームページ等においてその数量を公表するものとする。

(販売予定単価及び数量)

第3条 かっぱの森J-クレジットの予定単価は、別表に定める。

2 最低販売量は1 t-CO₂とし、1 t-CO₂単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 かっぱの森J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入申込者」という。）は、申請に必要な書類（別紙様式）を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、管理者（市長）に提出する。

ただし、次に掲げる事業者等は対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している事業者等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者等
- (3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) その他、本事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 管理者（市長）は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入予定者の決定)

第5条 管理者（市長）は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定する。

2 管理者（市長）は、購入の適否について購入希望者に書面により通知する。

(契約の締結)

第6条 管理者（市長）は、前条第2項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成して、購入者と取り交すこととする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、かつばの森J-クレジットの売買代金を、管理者（市長）が指定する期日までに、管理者（市長）が発行する納入通知書により納入する。

(かつばの森J-クレジットの移転)

第8条 管理者（市長）は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット（以下「J-クレジット」という。）の登録簿の操作により、財産区の有するJ-クレジットの保有口座から購入者が指定する口座へJ-クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合は及び口座を指定しない場合は、財産区がJ-クレジットの登録簿上のクレジットについて無効化を行い、環境省気候変動対策認証センターに対して無効化証明書の発行を依頼する。

(裁判管轄)

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、久留米市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、管理者（市長）と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者（市長）が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月22日から施行する。

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

(別表)

J-クレジット販売予定単価

条件	単価 (円/t-CO2)
①特例なし	10,000
②数量特例 (t-CO2 基準)	
50t-CO2 以上 100t-CO2 未満	8,000
100t-CO2 以上	5,000
③継続購入特例 (年度基準)	
2年度目	前年度単価-10%
3年度目以降	同様に前年度単価-10%とする。ただし、最低単価を5,000円とする。 (100t-CO2以上購入の場合、最低単価を4,500円とする)

注1) 数量特例と継続購入特例いずれの要件にも該当する場合、より単価の低い特例を適用する。

注2) 単価については、この別表に定めたもの以外とすることができる。ただし、J-クレジット市場の動向や保有クレジット残高等を総合的に判断し、J-クレジット委員会にて決定する。

注3) 特例による単価計算後、100円未満は切り捨てる。